

長野県本人確認情報保護審議会 会議録

- 日 時 平成 28 年 2 月 16 日（火）午後 1 時 30 分～午後 2 時 40 分
- 場 所 長野県庁 議会棟 401 号会議室
- 出席委員 栗林正清委員、神戸美佳委員、松江英明委員、正木享委員、佐々木みち子委員、塩倉智文委員
- 県出席者 小岩正貴企画振興部長、堀内昭英市町村課長、坂口秀嗣情報政策課長ほか
- 議 題
以下の項目について別紙のとおり審議を行った。
 - 1 議 事
 - (1) 本人確認情報の県事務利用状況について
 - (2) 県における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策（監査報告）について
 - (3) 本人確認情報の利用拡大とセキュリティ対策について
 - 2 その他
 - (1) 市町村における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について

(司会)

定刻より若干早いわけですが、皆様お揃いでございますので、ただいまから「長野県本人確認情報保護審議会」を開会いたします。

開会にあたりまして、小岩企画振興部長から御挨拶を申し上げます。

(小岩企画振興部長)

長野県企画振興部長の小岩でございます。

本日はお忙しい中、審議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。心より御礼を申し上げます。開会にあたりまして、私から一言御挨拶を申し上げます。

住民基本台帳ネットワークシステム、いわゆる住基ネットでございますが、平成14年8月に運用が開始され、13年が経過したところでございます。この間、全国的に見ましても本人確認情報の流出などの大きなセキュリティ事故もなく、安定稼働を続けているところでございます。

本人確認情報の利用状況を見ますと、国の行政機関等に対して年間約5億6千万件の提供がされているというデータがございます。本県の事務におきましても、パスポートの申請等で10万件を超える利用があるなど、住基ネットは、住民の利便性と行政事務の効率化に大きく寄与し、重要な役割を果たしていると考えております。

また、昨年は御承知のとおり、いわゆるマイナンバー制度がいよいよ施行となりました。10月から個人番号の付番ですとか、通知カードの送付が行われまして、先月1月からは、市町村の窓口で個人番号カードの交付が開始されております。順次、個人番号の利用も開始されているところでございます。

番号制度の基盤となります住基ネットにつきましても、その重要性がますます高まってまいりますので、そうした中で本県といたしましてもセキュリティ体制には、引き続き万全を期してまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、本人確認情報の保護の観点から、貴重な御助言や御示唆を賜りますよう改めてお願いを申し上げ、私からの御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

本日は、6名の委員の皆様全員にご出席をいただいております。「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例」第8条第2項の規定によりまして、本審議会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、本日出席させていただいております県の職員を御紹介させていただきます。

(事務局職員自己紹介)

(司会)

ここで、大変恐縮ですが、小岩部長は所用によりまして、退席をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

これ以降につきましては、条例第8条第1項の規定によりまして、栗林会長に議長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(栗林会長)

栗林でございます。よろしくお願いいたします。これより議事に移ります。

まず、以降の議事についての公開・非公開の扱いについてでございますけれども、これまで参考資料4ページの「傍聴要領」のとおり扱ってきております。この審議会は原則として公開としておりますけれども、本日の会議についても全て公開とする予定でございます。

ただし、セキュリティ対策の詳細に関する内容についての議論となったり、本人確認情報の保護を図る上で支障があると認められるような場合は、非公開とするかどうかについて、その都度委員の皆様にお諮りして決定してまいりたいと思っておりますので、御了承ください。

それでは、県の機関における本人確認情報の適正利用について知事が講じた措置についての報告を求めます。議事の(1)「本人確認情報の県事務利用状況について」事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料1に基づき説明。

(栗林会長)

ありがとうございました。それでは、今の説明内容等につきまして、質問・意見等ございましたら、お願いいたします。

(委員)

※質問・意見なし

(栗林会長)

それでは、県においては、引き続き適切に事務利用を行うようお願いいたします。

次に、議事の(2)「県における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策(監査報告)について」事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料2に基づき説明。

(栗林会長)

ありがとうございます。ただいまの説明内容について、質問・意見等ありますでしょうか。

監査結果については、ここ数年は全て3点満点ですね。

(事務局)

平成23年度の結果から3点満点となっております、それ以降継続しております。

(栗林会長)

先生方、何か他にございますでしょうか。

(正木委員)

平成23年度からずっと満点ということですが、監査のチェックポイントはたくさんあると思うのです。その全てが満点で継続しているということで、長野県としての教育や指導というの

は、どのようにしているのでしょうか。そういうところを継続していかないと今後も満点を取るといのは大変かと思うのですが、その辺りはいかがですか。

(事務局)

後ほど、セキュリティ対策のところでお説明申し上げたいと思っておりますけれども、やはり満点というのは、それなりのセキュリティを確保していくということになりますと、システムのなものだけではなくて、実際に端末を利用する方の運用面での教育というのがとても大事になってくると思っております。ヒューマンエラーと言われる部分かと思っておりますが、ここをなくしていくということが大事だと思っております。年度当初に担当者を集めての研修会を必ず開催しておりますし、新たに事務利用を開始するところについても、個別に研修をやるというようなことで、力量の確保には継続して努めているというところでございます。

(正木委員)

引き続き、そういった活動をお願いいたします。

(栗林会長)

よろしいですか。他に何かございますでしょうか。

(松江委員)

外部監査の対象機関は、11 機関ということですが、できるだけ増やしていくという方向はないですか。業務端末設置機関ということになってはいますけれども。

(事務局)

これまでのところ、自己点検と内部監査の結果で3点満点が出ているということで、外部監査の対象箇所につきましては、予算の関係もございまして、2箇所ということにさせていただいております。いただいた御意見を踏まえて、より高い精度となるように検討してまいりたいと考えております。

(松江委員)

私が言ったのはですね、端末設備の関係上、11 機関に限られているということです。自己点検をやっている機関が22 機関あるということで、限りなくそれに近づけていく御努力は、予算の関係もあるでしょうけど。

(事務局)

大変失礼いたしました。11 機関となっておりますのは、地方事務所の地域政策課と国際課ということで、独自に業務端末を持っているところを対象としております。それ以外の利用機関につきましては、県庁内の機関であり、市町村課が別室で管理している端末を市町村課の職員立会いの下に、利用しているということもございまして、外部監査の対象からは外しているという状況でございます。

(松江委員)

それでよろしいのですか、いろんなところでセキュリティが問題になってはいますよね。ですので、むしろそういうところもしっかりやるべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

(事務局)

来年度に向けて、検討させていただきたいと思います。

(栗林会長)

ありがとうございます。他に質問・意見等ございますか。

ないようですので、この件については、了承ということでよろしいでしょうか。

(委員)

※了承

(栗林会長)

それでは、引き続き今委員の先生から意見があったことも踏まえて、セキュリティ対策の向上に努めていただきたいと思います。

続きまして、議事(3)としまして、「本人確認情報の利用拡大とセキュリティ対策について」事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料3に基づき説明。

(栗林会長)

ありがとうございました。それではこの件について、質問・意見等ありますでしょうか。

私の方からよろしいでしょうか。セキュリティ対策、一般的に情報漏洩というのは、制度面や技術面というより運用面で情報が漏れるというのが多いんですよね。職員教育の徹底とか、いろいろ書いてもらっているのですが、例えば5ページ目の基本的な考え方で職員研修、新規事務利用担当課の担当者はどのような立場、つまり正規職員であるか、非正規職員なのかということを確認しておきたいというのがまず一点。

それからもう1点は、研修は4月に実施すると言っているのですが、担当職員がどの程度の危機意識とか防衛意識とか管理意識をもって対応してもらえるのかということについては、個人差があると思いますので、研修等は1回とか2回とかという程度ではなくて多数回、長時間にわたってやっていただけるのかどうか、その2点について考え方を聞かせていただきたいと思います。

(事務局)

まず、お尋ねの1点目でございますが、新規の利用担当課の対象職員は、正規職員のみというようになっております。

それから、研修の回数ということで、まず利用開始前のところで適切に実施していくというのが大事になるかとは思いますが、1回で全てが伝わらないというのは、御指摘のとおりかと思っております。

まず、年度の頭でこのセキュリティ対策の重要性というのをきちんと説明させていただきまして、その後、自己点検を実施する場面がありますので、その自己点検で取組が適正に行われているのかということについて、まずは自ら省みるといいますか、そういうところをやっていくのを基本にしたいと思っております。

その中で、足りない部分が出てくるということも考えられますので、そうした点については、

私どもの方できちんとフォローをさせていただくという形で進めてまいりたいと考えております。

(栗林会長)

ありがとうございます。

この情報漏れというのは、ハード面ではなくてソフト面なんですよ、99%が。ですから、担当する職員さんの運用、それについての危機管理意識というのを本当に具体的に周知徹底していただかないと、必ずどこかで漏れが出る可能性があると思うので、本当に認識しておいていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

(事務局)

形式上整っているということだけではなくて、理解を深めてという形でできるように教育の方もしっかりやってまいりたいと思います。

(栗林会長)

よろしく申し上げます。

他に先生方、ありますか。

(正木委員)

運用面の最後のところで、委託先の管理とあります。ある程度の契約のレベルとかそういうところで縛りをかけているということはあるかと思いますが、実際委託業務の管理・監視という項目が挙げられていますが、なかなか委託先を監督するというのは難しいところがあるかと思いますが、この辺りをどのようにされているとか、ある程度具体的にお話をいただきたいと思います。委託先から情報が漏れたり、委託先のミスによって問題が起きることがありますので、これは一つ重要なポイントかなと思います。

(事務局)

単に書類のやりとりということだけではなく、実際に委託契約を交わす際に、この辺が重要だということをですね、やはり口頭などでもきちんと伝えていくことが大事であり、そうした点でフォローしているところでございます。

委託関係でございますが、秘密保持義務の明確化ということで、契約書で原則再委託はしてはならないとしております。再委託が必要な場合には、こちらの承諾を得てくださいというように契約書に書いてあります。

また、一番大事なところなのですが、本人確認情報を直接いじるというのを外部の委託業者にさせることがないということもございますので、そこで担保されているかというように考えております。

(正木委員)

了解いたしました。今後も本人確認情報を取り扱う業務については、外部委託をしないという方向で継続されるということですのでよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(栗林会長)

ありがとうございました。
他にございますか。

(神戸委員)

今回事務がかなり拡大されるわけですが、従前の事務に比べると、割と対象者が多い児童扶養手当の支給とか、そういう事務が入ってくると思うのですが、担当者というのは、今までの私の認識では、各課1人くらいがそこに接触できるという認識だったんですけど、そこら辺の人数は、どのようにお考えでしょうか。人数が多いとそれなりにリスクが高まってくるのかなと思いますけど、いかがでしょうか。

(事務局)

現時点で承知している限りでは、多くても3人、非常に事務量が多いところについては、3人ぐらいを予定しているというのもございますが、通常の場合は1人で対応するところが原則かと思います。

(神戸委員)

分かりました。せっかく事務を拡大するので、利便性は向上した方がいいと思うんですが、やはり人数が増えるとセキュリティの問題が出てきますので、先ほどから出ている教育の面をしっかりとっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(栗林会長)

ありがとうございました。
塩倉先生。

(塩倉委員)

質問ですけれども、住基ネットからリストで抜き出すような行為があるのかどうか。抜き出して、県独自のネットワークになるかと思いますが、そちらへ持ってきて事務を行わないとできないような業務も多いのかなと見ているんですが、そういうことがあるのかどうか。

それと、マイナンバー法に伴って、安全管理措置を新たに講じなくてはならないことになっていたんですけれども、県においてセキュリティ対策を改めて見直すということがあったかどうかということ。それと今おっしゃっていただいた職員研修の中にリスクマネジメント、万一漏らしそうになった後の対処方法等についても検証されているかどうか、以上3点をお伺いしたいと思います。

(事務局)

各事務で必要となる情報について、一括で住基ネットに当てて持ってくるということも当然でございます。その部分については、直接回線で結ぶというやり方をしないで媒体でやり取りをする、きちんとウイルスチェックをやるというように定めて、やっております。

当然番号法の絡みもあると思いますので、番号法の方でセキュリティ対策がどういう形になっているかは、情報政策課が担当になるかと思いますが。

新たに見直すべきところがありますかという御指摘ですけれども、住基ネットにつきましても、既に非常にセキュリティが厳しい形でございますので、番号が入ったからといってプラス

アルファするというのは、基本的に今回のチェックリストの中でもございませんでした。

来年度以降の総務省のチェックリストがどうなってくるか分かりませんが、恐らく住基のセキュリティというのは導入したときから、本人確認情報を絶対に漏らさないということで国の方もしっかりやってきたところもございますので、恐らくこれ以上のセキュリティ対策強化というのは、ないのではなかろうかなと個人的には思っております。

それと万一漏らした時の対応ということでございますが、県では緊急時対応計画というのを定めておまして、何かありましたらこの計画に基づいて対応すると規定されているところでございます。

(事務局)

住基ネットを含むマイナンバー利用事務系のセキュリティ強化というところで、今まで生体認証というのを住基ネットでは入れていたんですが、マイナンバー導入に伴って他のマイナンバー利用事務についても二要素認証、ID・パスワードにプラス生体認証のような形が全業務について適用していく形になっていきますし、また先ほど言ったネットワークの分離をします。それから年金機構で、ある基幹系の業務から吐き出した情報を情報系の方で処理して、それがインターネットの方に繋がっていて、そっちに情報が漏洩したという事案が発生してますので、そういうことのないように端末をインターネットから分離をすることと、インターネット側ではやはり相当セキュリティ強化を図る。これは直接的には住基ネットと関係ないのかもしれませんが、情報資産を扱う自治体のセキュリティとしてそういう対策強化というのは、今後全市町村共同化の中で取り組むということになっています。

(栗林会長)

ありがとうございました。

どうぞ佐々木先生。

(佐々木委員)

市町村でも今マイナンバーの情報収集を始めているところなんですけど、市で払う報酬ですとか、職員の給与ですとか、そういったところで個人から情報を収集しているんですけど、県の場合にはその情報収集した、紙ベースとかで集められるかと思うんですけども、その保管方法について、先日も市役所の職員の会議があった中では、いろいろな市町村で金庫で保管するとか、施錠したところに必ず保管をして、マイナンバーを使ったらそれは破棄するというような形をとっていきたいというような話なんですけど、県ではどのようにお考えでしょうか。

(事務局)

県でも職員の家族の個人番号の収集は、紙ではなくて実はシステムで収集をして、電子情報として持つか、プリントアウトして保持することになります。それは従来どおりの個人情報の扱いと同様に、県の中のセキュリティポリシーに従ってそれぞれの保管、今言われたように特定なものをちゃんとした場所で適切な管理をするという運用で、それぞれ行っていただくということを徹底しているところです。

(佐々木委員)

そうしますと、紙ベースでは収集しないで職員が自分の集めた情報を入力するというところでしょか。例えば、いろいろな東京から委員さんが来るとか、そういった方への報酬とかの支

払い等についての情報収集は、どのようにされるのでしょうか。

(事務局)

今のは職員の家族情報の話だったんで、職員がシステムでということではありますが、講師の報酬とかっていうのは個々に紙ベースで集めて、それをシステム上プリントアウトするという作業になる可能性があるんで、当初の段階では紙に書いてもらうという行為での収集ということとは、必要になると思います。

(佐々木委員)

収集したその情報の取扱いということなんですが、もちろん施錠されるようなところで保管をし、その情報を使用した後は破棄するということはどうなるのでしょうか。

(事務局)

個人番号が書かれる前から、その部分については、4情報に絡んだ部分と同一だと思いますので、その管理は新たに個人番号の記載が加わったとしても、取扱いは厳重なところでやっていただくことは変わらないと思います。

(栗林会長)

よろしいですか。一般論なんですが、源泉徴収票にマイナンバーを収集するという問題は、現時点では法的強制、罰則等はないと思うんですが。

(事務局)

そうですね。申請にあたって個人番号を記入するかどうかというのは、自己情報を開示しないということが認められているようなんで。

(栗林会長)

あくまで現時点では任意と承っていますが、県もそういうことでしょうか。

(事務局)

現実に窓口では、県も市町村も恐らくそういう処理になってくると思います。

(栗林会長)

ありがとうございます。

他に先生方、何かありますでしょうか。

(松江委員)

2ページのところで教えていただきたいんですけども、29年7月から情報連携という話がありましたよね。

具体的にどういう情報が一元管理されるのでしょうか。もの凄い影響の大きい話ですよ。

(事務局)

この情報連携と言っているのは、地方公共団体と書いてありますが、国、県、市町村間の情報連携ということで、実際に所得証明というのは、今でも市町村の窓口で取得する形で、我々

も毎年控除の関係でいただいていると思うんですが、そのときに県から市町村に照会することで市町村から所得証明のデータが来ます。社会保障関係も国がやっているところと、県、市町村の事務というところでネットワークを通じた連携ができるというイメージでございます。

(松江委員)

今までは、できていなかったんですけど。

(事務局)

これまではですね、28年1月から各機関の中、県だけで言うと県の中だけというところから始まっています。

それから今度は29年1月からは国関係の横連携が始まって、29年7月から国、県、市町村の情報連携という段階的に進めていくスケジュールになっています。

(松江委員)

例えば個人で見たときに、そもそもこのマイナンバーというのは、社会保障とか税とか災害のために役に立つということなんですけど、どういう情報までが、要するにガラス張りですよ。個々人にとってみると第三者と公共機関もそうですけれど、ガラス張りになるということですね、それなりに逆に大きな対価を払ってるわけですよ。そのときに万が一、不祥事だとか漏洩だとかがあったときの影響というのは計り知れないものがあると思うんですけどね。そこら辺は、今までとかなり認識を変えないと我々も不安が多いんじゃないかと思うんですけども。一市民と言いますか、感想だと思っていただければ、いいと思います。

(事務局)

マイナンバーで個人情報がそういう形で漏れるというのは、危惧されるころではありますけども、国、県、市町村が連携したといっても、ネットワーク上でマイナンバーを直接やりとりするシステムではないということから、筒抜けになって全部の横情報、個人に関する税、それから社会保障の情報が全部横流れに抜かれるということは有り得ない。

ただ機関ごと、何々市町村、県という単独の単位で言うと情報は塊りであるので、そこにある情報だけがマイナンバーをキーにして集めることができるというのは、先ほど言ったとおりネットワークとか端末とかが分離される中で、インターネット上に出てくるわけではないということなんで、会長さんから何度も言われているようにヒューマンエラーのところ、人間がやはりそこに介在することは変わらない部分なんで、そこにやはり最大のセキュリティ対策の必要性があるんだと思います。

先日、大阪の堺市で選挙情報を個人で勝手に持ち出してネット上で何か操作したみたいな話になると、担当者であってもデータをなんらかで加工して持ち出すとかという行為は、複数のチェックがちゃんと入らないとできないという運用面もシステム面も、そういったことが必要になってくると思います。

(栗林会長)

ありがとうございます。

他に何か質問、意見等ありますか。

なければこの件については、了承ということでよろしいでしょうか。

(委 員)

※了承

(栗林会長)

ありがとうございます。以上で議事自体は終了ですね。

次に、4の「その他」報告事項となります。「市町村における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について」事務局から説明していただくということですね。よろしくお願いたします。

(事務局)

資料4に基づき説明。

(栗林会長)

ありがとうございます。

この件について、質問・意見等ありますでしょうか。

(正木委員)

自己点検では、どの市町村もオール3点ということですが、システム運営監査をされた4団体の結果は、どうだったでしょうか。

(事務局)

今年度の4団体につきましては、一番高いところで2.99、低いところで2.21という結果になっております。

(正木委員)

これらについては、要領・手順書ですとか、対策実施の確認の記録不備という部分ですか。2の(2)に書いてあるようなことでしょうか。

(事務局)

今年度の監査での具体的な指摘事項ということですがけれども、やはりセキュリティ対策の記録の不備ですとか、あるいは対策の一部が十分ではなかったというようなところが指摘されているところがございます。

(正木委員)

2点ばかりありまして、そのことに関して。

自己点検は3でしたが、3ではなかったといったあたりは、チェックリストの内容についての認識が、まだ十分に浸透していないというところでしょうか。

(事務局)

市町村の状況もそれぞれかと思いますが、いろいろな業務を掛け持ち、兼務で担当されている職員もいらっしゃる中で、自己点検を実施するときに、委員御指摘のとおり、チェックリストの項目をちゃんと理解を深めてやっているかどうかというところで、若干の違いというのが出てきているというのがあるのではないかと考えております。

(正木委員)

そういうことで巡回指導ですか、今年度はやられていないということで、来年度以降このような位置付けで進められるということは、是非やられて欲しいなと思うところでございます。

(栗林会長)

ありがとうございます。今、市町村は77あるんですよね。これを全部回っていただくということですよ。よろしくをお願いします。

他にないようですので、今日予定された内容はすべて終了したということでよろしいでしょうか。

以上で、本日の審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。